

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

平成 27 年 2 月 2 日

株式会社 証券保管振替機構

### 1 改正の趣旨

株式会社日本証券クリアリング機構に係る基本料金については、当社のシステムリプレースを踏まえて、原則、5年ごとに見直しを行うこととしている。今般、平成 26 年 1 月に実施した当社のシステムリプレースを踏まえて、当該基本料金の見直しを行った結果、引き上げることが適当であると判断したため、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2 改正の概要

決済照合システム手数料について、以下のとおり改正する。

区分	徴収対象者	徴収料率	
		現行	改正後
基本料金	株式会社日本証券クリアリング機構	月額 160 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額

### 3 施行日

平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以上

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）  
（下線部分変更）

新	旧																				
別表（決済照合システム手数料表）	別表（決済照合システム手数料表）																				
<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額（基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 W e b 端末利用料金の合計額）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</td> <td>月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料率 B (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) (略)	(略)	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)	<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額（基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 W e b 端末利用料金の合計額）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</td> <td>月額 160 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料率 B (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) (略)	(略)	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 160 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)
区分	徴収対象者	徴収料率																			
基本料金	(1) (略)	(略)																			
	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																			
	(3) (略)	(略)																			
区分	徴収対象者	徴収料率																			
基本料金	(1) (略)	(略)																			
	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 160 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																			
	(3) (略)	(略)																			

## 2 附 則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。